

こくみんけんこうほけん 国民健康保険

がいよう 【概要】

けんこうほけん かにゆうしや びょうき しゅっさんまた しぼう たい ひつよう ほけんきゅうふ せいど にほん す
健康保険とは、加入者の病気、けが、出産又は死亡に対して必要な保険給付をする制度です。日本に住んで
じゅうしょ ひと なに けんこうほけん かにゆう ひつよう おおたし す しょくば けんこうほけん しゃかい
住所のある人は、何かしらの健康保険に加入する必要があります。太田市に住んでいて、職場の健康保険（社会
ほけん はい ひと かぞく みんかん いりようほけん はい おおたし こくみんけんこうほけん はい
保険）に入っていない人とその家族は、民間の医療保険に入っている太田市の国民健康保険に入らなければ
いけません。

はい てつづ 【入る手続き】

か き がいと う ばあい にちいない こくみんけんこうほけん はい てつづ
下記に該当する場合は14日以内に国民健康保険に入る手続きをしなければなりません。

- がいこく にほん き ほか しちようそん ひ こ
外国から日本に来たとき・他の市町村から引っ越してきたとき
- しょくば けんこうほけん
職場の健康保険をやめたとき
- こ う
子どもが生まれたとき
- せいかつ ほ ご う
生活保護を受けなくなったとき

てつづ ひつよう <手続きのとき必要なもの>

ざいりゅう かーど とくべつえいじゆうしやしょうめいしょ しょくば けんこうほけん しゃかいほけんりだつしょうめいしょ しゃかいほけん
在留カードまたは特別永住者証明書、職場の健康保険をやめたときは、社会保険離脱証明書や社会保険
しかくそうしつしょうめいしょ しょくば けんこうほけん しょうい まいなんばー（つうち）カード
資格喪失証明書など職場の健康保険をやめたことがわかる書類、マイナンバー（通知）カード

しんせいばしょ
<申請場所>

こくみんけんこうほけんか ぎょうせいせんたー おおたぎょうせいせんたー やぶづかほんまちぎょうせい いがい やぶづかほんまちしょうしゃ かい
国民健康保険課、行政センター（太田行政センター、藪塚本町行政センター以外）、藪塚本町庁舎 1階

やぶづかほんまち かり さーびすせんたー
藪塚本町サービス係、サービスセンター

てつづ
【やめる手続き】

かき がいとう ばあい にちい以内 こくみんけんこうほけん そうしつとどけ
下記に該当する場合は14日以内に国民健康保険の喪失届をしなければなりません。

○ しゅつこく ほかに しょうそん ひ こ
出国するとき・他の市町村へ引っ越したとき

○ しょくば けんこうほけん しゃかいほけん はい
職場の健康保険（社会保険）に入ったとき

○ しぼう
死亡したとき

○ せいかつほごう
生活保護を受けたとき

かいしゃ てつづ とどけで こくみんけんこうほけん はい こくみんけんこうほけんぜい
※会社は、手続きをしてくれません。届出をしないと国民健康保険に入ったままになり、国民健康保険税もか
かりつづ かなら ほんにん かぞく てつづ
り続けてしまうので、必ず本人や家族が手続きをしてください。

しゅつこく ほかに しょうそん ひ こ てんしゅつとどけ ひつよう さいにゅうこくきょか しゅつこく ほけんしょう
※出国するとき・他の市町村へ引っ越すときは転出届が必要です。また、再入国許可で出国し、保険証を
つか ばあい てんしゅつとどけ ひつよう
使わない場合でも転出届が必要です。

てつづ ひつよう
<手続きのとき必要なもの>

ざいりゅうカード とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ こくみんけんこうほけん ほけんしょう しょくば ほけん はい
在留カードまたは特別永住者証明書、国民健康保険の保険証、職場の保険に入ったときは

あた かい ほけんしょう しかくかくにんしょう しかくじょうほう し まいなんばー つうち かーど
新しく入った保険証または資格確認書または資格情報のお知らせ、マイナンバー（通知）カード

しんせいばしょ
<申請場所>

こくみんけんこうほけんか ぎょうせいせんたー おおたぎょうせいせんたー やぶづかほんまちぎょうせい いがい やぶづかほんまちちょうしゃ かい
国民健康保険課、行政センター（太田行政センター、藪塚本町行政センター以外）、藪塚本町庁舎1階

やぶづかほんまち かかり さーびすせんたー
藪塚本町サービス係、サービスセンター

じゅしん きゅうふ
【受診と給付】

びょういん いしかい かなら ほけんしょう ていじ ていじ いりょうひ しはら きんがく
病院、医者に行くときは必ず保険証を提示してください。提示すれば、医療費の支払いが、かかった金額の

ぼーせんと のこ ぼーせんと かにゆうしゃみな すこ あつ こくみんけんこうほけんぜい まかな
30パーセントになります。残りの70パーセントは、加入者皆から少しずつ集める国民健康保険税などで賄

いますので、決められた納期内に納付してください。

ただし、以下のものについては自己負担（保険証が使えない）となります。

- けんこうしんだん よぼうちゅうしゃ
健康診断や予防注射
- せいじょう にんしん けいざいじょう りゆう にんしんちゅうぜつ
正常な妊娠や経済上の理由による妊娠中絶
- びようせいけい し かきょうせい
美容整形や歯科矯正
- しごとちゅう つうきんとちゅう びようき ろうどうさいがいほけん たいしょう
仕事中や通勤途中のけがや病気（労働災害保険の対象）

また、以下のときは保険給付が制限されます。

- はんざい びようき まやくちゅうどく こい びようき
犯罪やけんかによる病気やけが、麻薬中毒などや故意にした病気やけが

【出産と死亡】

保険に入っている人が要件を満たせば、子どもを産んだ時に出産育児一時金がもらえます。

死亡時には葬祭費がもらえます。

【高額療養費】

高額療養費は、同じ人が、1か月間に、同じ病院で支払った金額が、決められた金額を超えた時、その超えた分の金額が申請をされるともらえます。もらえる人には、病院に行った月のだいたい2か月後の下旬に通知が届きます。申請場所は通知に書いてあるので、そこで申請をしてください。

【保険税】

国民健康保険に入ったら、病院に行ったことがなくても国民健康保険税を払わなければいけません。

世帯主に課税され、世帯主が国民健康保険に入っていないなくても同じ世帯に国民健康保険に入っている人がいれば、その世帯主に国民健康保険税が課税されます。保険税は世帯内の加入者の所得と人数で計算されます。

保険税を納めないと医療費をいったん全額自己負担すること（特別療養費）になります。

【問合せ先】

太田市役所 国民健康保険課（1階16番窓口）

メールアドレス 020760@mx.city.ota.gunma.jp

TEL 0276-47-1825 FAX 0276-47-1876